

「中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について」

(答 申)

平成19(2007)年5月18日

中野区環境審議会

# 目 次

はじめに .....	1
Ⅰ 基本計画改定にあたっての現状認識 .....	2
Ⅱ 基本計画改定にあたっての基本的考え方 .....	4
Ⅲ 計画に盛り込むべき内容 .....	6
1 環境像 .....	6
2 基本目標 .....	6
3 重点的に取り組むテーマと目標 .....	7
4 分野別の取組みの方向 .....	8
Ⅳ 計画の実効性を高める方策 .....	13
おわりに .....	15
<b>付属資料</b>	
Ⅰ 中野区の環境に関する現状と課題 .....	16
Ⅱ 分野別の取組みについて .....	21
Ⅲ 計画の実効性を高める方策について .....	23
用語集 .....	24

(本文、付属資料中に「\*」のある用語は、用語集で説明しています。)

## はじめに

中野区環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成13（2001）年10月に策定され、概ね10年間とされる計画期間の半ばが過ぎました。その間に地球温暖化の問題や都市部のヒートアイランド現象\*の進行など、私たちの生活そのものを脅かす環境問題の解決へ向けた取組みを、どのように具体化し実行するかが大きな課題となってきました。

また、区政の動きを見ると、平成17（2005）年3月に新たな基本構想が制定され、さらに、平成18（2006）年1月には基本構想を受けて「新しい中野をつくる10か年計画」が策定されました。この計画の中では、「未来への扉をひらく4つの戦略」のひとつとして「地球温暖化防止戦略」を掲げ、「環境に配慮する区民生活が根づくまち」を実現するための取組みを優先的に進めていくこととしています。

これらの区の環境行政を取り巻く変化に対応し、基本計画を見直すために、目標や施策の体系を再構築する必要が生じてきました。このような状況を踏まえ、中野区環境審議会は平成18（2006）年4月28日に、中野区長から「計画の改定に当たっての基本的考え方と、計画に盛り込むべき事項等について」の諮問を受けました。

この諮問を受けて本審議会は審議を重ね、平成19（2007）年1月には、「答申」に区民の意見を反映させるため、それまでの審議会における議論を整理し、考え方をまとめた「中間のまとめ」を公表しました。その後「中間のまとめ」に対する意見を意見交換会、区報等を通じて募集しました。

それらの寄せられた意見を踏まえ、さらに検討を重ねた結果、本答申をまとめるに至ったものです。

## I 基本計画改定にあたっての現状認識

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムのもとで、みどりを減らしコンクリートやアスファルトで覆われたまちを築き、多量のエネルギーや資源を消費して、便利で快適な生活を送ってきました。特に、中野のような大都市で生活や事業を営む者は、多くの利便性を追求する一方で、多量のエネルギーや資源を消費してきました。そして、大量の温室効果ガス\*や排熱\*、汚染物質や廃棄物等を排出し、環境に対して多くの負荷を与えています。

その結果生じた地球規模の温暖化、都市部の温暖化のヒートアイランド現象、ごみ問題、自動車公害問題、みどりの減少、有害化学物質の問題などは、多くの人々が発生に係わり、同時に被害を受ける問題であり、私たちの主体的な取組みが求められています。

特に地球温暖化の問題は、平成17(2005)年2月に京都議定書\*が発効し、わが国では平成2(1990)年比で6%の温室効果ガス排出削減の約束を達成するため、国をあげた取組みが行われています。さらに今年に入って「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)\*」の第4次評価報告書が公表され、その報告書の中でIPCCは、人間の活動に伴う温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定しました。報告書では、化石燃料の利用を重視し高い経済成長を実現する社会では、21世紀末には世界の平均気温が2.4℃～6.4℃の幅で上昇すると予測しています。それに対し、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会では、1.1℃～2.9℃の幅の上昇にとどまると予測しています。

平成18(2006)年度に区が実施した温室効果ガス排出量の推計によると、平成16(2004)年度に中野区から排出された二酸化炭素の量は約89万トンです。排出量の割合を部門別に見ると家庭部門からの割合が47.1%と最も高く、次いでオフィスなどの業務部門からの割合が26.1%となっています。全国の部門別の二酸化炭素の排出

量の割合は、家庭部門が13.1%、業務部門が17.7%ですので、この二つの部門で70%を超える中野区では、家庭やオフィスなどでの二酸化炭素の排出を削減する取組みが重要であることがわかります。

私たちが身近な家庭やオフィスでの取組みをはじめとして、社会全体で何の対策も講じず、従来の大量生産・大量消費を基調とした経済優先の流れを続けていった場合、温暖化の問題は、将来の社会経済システムそのものを揺るがしかねない事態を引き起こす原因になると考えられます。

このような温暖化問題への関心の高まりは、環境配慮型の生活の志向や、環境負荷の低減を社会的責任として位置づけて取り組む企業の増加など、経済優先の考え方から環境と経済の調和をめざす社会経済の流れをつくりつつあります。中野区区政世論調査（平成17（2005）年）でも、「何らかの環境に配慮した行動を行っている」との回答が約8割に達しています。

このように、環境問題に対する個々の区民・事業者の関心はかなり高いレベルに達していると思われます。そのような個々の関心を脱温暖化の大きなうねりにしていくため、区の新たな政策の展開が求められていると考えます。

## Ⅱ 基本計画改定にあたっての基本的考え方

私たちが将来にわたって社会経済活動を持続可能なものにしていくためには、一人ひとりの生活や事業活動そのものを環境に配慮したものに転換していくことが必要であると考えます。環境問題、特に地球温暖化が全世界共通の課題となっている現在、私たちは、次世代により良い環境を引き継いでいく責任があります。そのためには、自主的・主体的な自治の精神に基づき、地域で連帯・協働し、地球規模で考え足元から行動することによって、環境に配慮した生活や事業活動を広げ、環境負荷の低減をさらに進めていく必要があります。

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済優先のまちではなく、環境と経済が調和し、環境を改善することが地域経済の活性化につながり、地域経済の活性化がさらに環境改善につながるような、環境と経済の好循環を生みだすまちを実現していくことが私たちに求められています。

従来の公害対策や緑化推進といった個別の取組みにとどまらず、人々の生活から都市のあり方までを視野に入れて、持続可能な活力あるまちを創る社会システムを構築する政策の展開が区に求められています。

新たな基本計画の対象範囲は、「中野区環境基本条例\*」に定める区の責務を基本にして、身近な環境問題から都市の環境問題、地球規模の環境問題まで、幅広い視野を持って捉えることが大切であると考えます。また、基本計画では、「基本構想」の中野のまちの理念、将来の姿、「新しい中野をつくる10か年計画」を踏まえて、概ね20年から30年先に実現すべき望ましい環境像を掲げる必要があります。その環境像を実現するために、区民(区民団体を含む。以下同じ。)、事業者(事業者団体を含む。以下同じ。)、区がそれぞれの役割のもと、主体的に、また、連携・協働して取り組み、概ね10年後に到達すべき目標や取り組みの方向を示すべきと考えます。そのうえで、区民・事業者が参加し、区と連携・協働して取り組む具体的施策を提示することも欠かせません。

さらに、区は基本計画を環境部門の計画として単に位置づけるのではなく、環境に最大限配慮した区政を運営していくための部門横断的な指針とすべきです。

あわせて新たな基本計画では、目標達成までの進捗状況を把握するためのわかりやすい指標を設定し、区民、事業者とともに適切な点検・評価・見直しを行うことが必要であると考えます。

### Ⅲ 計画に盛り込むべき内容

#### 1 環境像

計画の狙いを明確にするため、環境面から目指すべき望ましい将来の中野のまちの姿を環境像（概ね20年から30年先）として示し、区民・事業者・区がその環境像を共有する必要があります。

環境像には、次のような基本的な考え方が反映される必要があると考えます。

- ◎ 地球環境を守るため、一人ひとりが地球的視野に立って、考え行動していること。
- ◎ 経済優先ではなく、環境と経済が調和し、真に豊かで持続可能な活力ある社会が次世代に引き継がれていること。
- ◎ 日常の生活や事業活動で、一人ひとりの環境に配慮した取組みが根付いていること。
- ◎ 誰もが安全で安心して暮らすことのできる生活環境が確保されていること。

#### 2 基本目標

環境像の実現のために、概ね10年後（計画の期間内）に到達すべき目標を、環境問題の分野別に掲げることが必要です。分野別の目標とめざすべきまちの姿は次のように考えます。

##### (1) 環境負荷の少ないエネルギーの利用

省エネルギーの徹底した暮らしや事業活動が行われ、様々な方法で自然エネルギー\*の利用が進むなど、環境負荷の少ないエネルギーの利用が進んでいます。

##### (2) 環境負荷の少ない交通体系

公共交通や自転車、徒歩で移動する人が増える一方で、安全で低公



害な自動車とエコドライブ\*が普及するなど環境負荷の少ない交通体系が整備されています。

### (3) ごみの発生抑制と資源化

ごみの発生を抑え、資源化を徹底した暮らしや事業活動が定着しています。

### (4) 都市環境の快適性の創造

水やみどりの環境が積極的に守り育てられ、良好な景観が保全・形成された快適で安全な都市環境が創造されています。

### (5) 身近な生活環境の改善

お互いに挨拶を交わすなど、地域の人々の交流が盛んに行われ、お互いを尊重して近隣や他人に配慮するルールやマナーが浸透した、安全・清潔で健康的な暮らしが営まれています。

### (6) 環境を考え行動する人づくり

環境学習が盛んに行われ、日常生活で環境を考え行動する人の輪が広がっています。

## 3 重点的に取り組むテーマと目標

### ◎目標

温室効果ガスの排出が削減され、ヒートアイランド現象が緩和された、もっとも先進的取組みが行われている脱温暖化のまちを実現します。

平成17（2005）年2月に地球温暖化防止のための「京都議定書」が発効しました。日本は温室効果ガスの排出量を平成20（2008）年から平成24（2012）年の間に、平成2（1990）年比で6%削減することが義務づけられました。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第4次評価報告書では、地球温暖化による気候変動が動植物の生息域の高緯度、高地への移動をもたらし、人間の熱波による死亡の危険性を高めるなど、自然環境や人間に影響を及ぼしていると指摘しています。地球温暖化がさらに進むと、

多くの生態系の復元力が気候の変化に対応できなくなる可能性が高いとも述べています。このように地球環境に大きな影響を及ぼす温室効果ガスの排出削減は、地球規模で緊急に取り組む必要がある課題となっています。

また、都内の平均気温は過去100年間で3.7℃上昇しています。さらに夏日\*が増加し、冬日\*が減少するなど気温上昇が進み、ヒートアイランド現象が顕著になっています。都市部の温暖化といえるヒートアイランド現象の進行は、熱射病などの人の健康面への影響や局地的集中豪雨の原因の一つと考えられており、有効な対策が求められています。

地球規模の、そして都市部の温暖化対策は、日常的な省資源・省エネルギーの取組みや自然エネルギーの利用ばかりでなく、ごみの発生抑制や資源化、交通対策、都市の緑化や土地利用のあり方など、まちづくりを視野に入れて各分野での具体的な取組みを総合的に進めることが重要です。

このような、さまざまな環境問題に深く係わり、私たちの将来に大きな影響を及ぼす脱温暖化の取組みを、重点的に取り組むテーマとして位置づける必要があると考えます。

脱温暖化の取組みを進めるに当たっては、目標とする温室効果ガスの排出削減率や具体的な取組みの効果などを数値で示すことが重要です。その上で、区民・事業者・区がそれぞれ主体性を持ちながら、連携・協働して取り組むしくみをつくり、他の自治体のモデルとなるような先進的なプロジェクトを実施していくことが必要です。そのようなプロジェクトを実現することは、区民や事業者が脱温暖化の取組みの緊急性や必要性を理解し、取組みを持続していく上でも大切であると考えます。さらにそれらの取組みを進めるに当たっては、中野区内だけを想定するのではなく、他の都市との連携・交流も視野に入れた施策を展開することも考えられます。

#### 4 分野別の取組みの方向

基本目標を設定した6つの分野ごとの取組みの方向を示します。

##### (1) 環境負荷の少ないエネルギーの利用

エネルギーの利用に関わる取組みは、環境政策として位置付け体系化を図り、まちづくりの一環として区の組織が横断的に取り組む必要があると考えます。

今までの区のエネルギー対策は、日々の省エネルギーなどエネルギーの需要者（消費者）側への働きかけに片寄ってきた面があると考えます。日常的なエネルギーの削減に向けた区民・事業者の行動を促す工夫は欠かせませんが、それだけでは地球温暖化を防ぐ取組みとしては限界があります。今後の区の施策としては、建物の構造や設備の省エネルギー化、排（廃）熱利用などを促すことが必要です。あわせて、私たち自らが化石燃料に頼らず、太陽光・熱などの自然エネルギーの利用を拡大していくためのしくみを整えることも重要です。例えば区民等の出資によるファンド\*の活用やグリーン電力\*の普及など、需要者（消費者）とエネルギーの供給者が協働して自然エネルギーの利用を促す取組みも大切だと考えます。

これらの取組みを進めるためには、区民・事業者・区が連携・協働するしくみを設ける必要があると考えます。

## (2) 環境負荷の少ない交通体系

交通体系の中でも、特に自動車交通の環境に与える影響は大きなものがあります。現在、国や交通事業者などを中心として「環境的に持続可能な交通（E S T）\*」の普及を図っています。未来の交通のあるべき姿を示すことにより、人々の意識改革を促し、環境負荷の少ない交通行動や生活様式を選択することを期待しています。

区のこれからの道路整備や交通施策には、自動車優先から、安全で楽しく歩くことができ、かつ、自転車を利用できるまちづくりをめざすことが求められています。また、公共交通の利便性を向上させ、公共交通の利用へ人々をシフトさせることで、過度な自動車利用を抑制する必要があります。あわせて、低公害車の利用、エコドライブ実践を区民や事業者に浸透させるなど、「環境的に持続可能な交通（E S

T)」の考え方を基本にして体系的に交通施策を行っていくべきものと考えます。

### (3) ごみの発生抑制と資源化の推進

平成18(2006)年2月に「第2次中野区一般廃棄物処理基本計画—なかの ごみゼロプラン 06—\*」が策定され、その目標達成のための取組みが既に開始されています。本審議会では、さらに次に述べる視点を持って、区が計画の推進を図る必要があると考えます。

区民や事業者はライフスタイルや事業のあり方を見直し、ごみの発生を抑える暮らし方や事業活動を積極的に進め、特に清掃工場を持たない区として、一層のごみ減量に取り組むことが重要であると考えます。だれもが参加しやすく効率的な資源回収のしくみを構築し、生ごみについても減量化はもとより、堆肥化などについて取り組んでいくことが求められています。

区民・事業者の意識を高め、3R\*（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）推進の行動につながるように、情報提供や普及啓発にさらに力を入れていくことが大切です。また、ごみの減量や資源化に努めている区民とそうでない区民がいる中で、ごみ処理・リサイクル費用の負担の公平化について検討する必要があると考えます。

### (4) 都市環境の快適性の創造

快適な都市環境を創造していくため、減少している既存の保護樹木・樹林、生産緑地などを保全する積極的な取組みを進めることが区に求められていると考えます。あわせて、公園、街路樹、河川緑地を整備する際や、学校などの公共施設を整備し統廃合等する際には、防災やヒートアイランド現象の緩和など、みどりの持つ多様な機能を考慮した質の高いみどり\*の空間の確保を進めることが必要です。さらに、地域のみどりを区民・事業者・区が連携・協働して保全するしくみをつくることも大切であると考えます。

また、まちづくりの面からもみどりを確保していくことは必要であり、区は、緑化義務の強化や、区民や事業者が進める緑化の取組みを積極的に支援することが必要です。特に過密化した中野区においては、屋上や壁面の緑化によるみどりの確保が有効であり、区民・事業者・区それぞれが取組みを推進していくことが求められています。

また、都市の快適性を高めるためには、景観法\*などの法令を活用し、良好な景観を保全するしくみづくりを進めるとともに、歴史・文化的遺産についても保全と活用を進めていくことが必要と考えます。

中野のまちを安全なより良い環境のまちにしていくためには、個人個人の防災や環境に対する取組みとともに、まちづくり・再開発事業を行うに当たって、計画段階から防災や環境への配慮を促すしくみ（戦略的環境アセスメント\*など）を設けるべきと考えます。

#### (5) 身近な生活環境の改善

住宅が密集した地域の中で起こる、騒音、振動や悪臭などの問題やごみ出しのマナー違反、ポイ捨て、歩行喫煙などの問題を解決して安全、清潔で健康的なまちを実現するには、お互いがルールやマナーを守るという意識を高めることが必要です。近所付き合いが希薄となった都市の中では、ルールやマナーを守るために条例を活用することも必要ですが、同じ地域に住む者同士がつながりを強め、近隣や他人に対する気遣い、配慮の大切さを再認識するような啓発を、区が区民や事業者と連携・協働してさらに進めていくことも重要であると考えます。

また、生活環境を取り巻く様々な有害化学物質に対して区民は不安を持っています。その不安を解消するためには、区による情報の収集と区民への提供とともに、事業者等使用者に対し、有害化学物質による事故を予防し、事故が起こった場合に、人の健康や環境に対する影響を最小限に抑えるような管理システムを定着させる必要があります。

さらに、改善が見られない光化学スモッグの対策に、東京都と連携して取組むことが求められています。

## (6) 環境を考え行動する人づくり

環境教育・学習を進めるには、日常的に省資源・省エネルギーを実践し、環境に配慮した商品やサービスを選択する消費者（グリーンコンシューマー）を増やすなどの生活の中での取組み、多種多様な生き物が生存している自然に親しむ取組み、さらに社会のしくみを環境配慮型に変えていくことへの理解を広げる社会的な取組みが柱になると考えます。

環境を考え行動する人づくりを進めるには、これらの取組みを総合的に組み合わせて環境教育・学習を進めることが重要です。

環境教育・学習は、地域において、町会・自治会、NPO、事業所、学校などが連携・協働して、特に子どものころから行うことが大切です。さらに、生涯を通じた環境教育・学習のプログラムを充実し、そのプログラムを様々な場面で活用する機会や場所を確保し、実践するリーダーの育成などを計画的に進めていくことが必要であると考えます。

中野区全体に環境教育・学習が広がり、区民や事業者の環境保全活動のレベルが高まっていくことが望まれます。さらに、環境保全活動を支える地域の人材・グループが増え、ネットワーク化を進めていくためには、その活動を支援するしくみが欠かせません。

## IV 計画の実効性を高める方策

基本計画を着実に推進し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくためには、区民・事業者・区それぞれが自らの責務や役割を理解して一体となって取組みを進めていくことが必要です。

区民は日常生活の中で省エネルギーやごみ減量などの環境に配慮した取組みを実践し、消費者として環境に配慮した製品やサービス、交通手段等の選択を行うことが大切です。

事業者は、自らは環境マネジメントシステムを導入するなど環境に配慮した事業活動を行うことが重要です。さらに、省資源・省エネルギーに資する製品やサービスを製造・販売し、消費者はそのような製品・サービスを選択することが望まれます。そのため、事業者自らが環境に配慮した製品やサービスの情報を積極的に提供していくことが大切です。

区は、良好な環境を確保し、さらにより良い環境を創っていくために、環境に最大限配慮した区政運営を行い、総合的な施策を展開することが必要です。そのために、区の内部に組織横断的な推進体制が必要と考えます。また、区は、区民・事業者がそれぞれの責務や役割を果たしていくための情報提供や取組みの支援を行うことが大切です。また、区政を運営するに当たっては、率先して省資源・省エネルギー、公共工事における環境配慮、グリーン購入などを行うことが求められています。さらに広域的な取組みが必要な施策の場合、役割分担を踏まえて国や都に必要な対策や支援を求めるとともに、連携していくことが望まれます。

また、区民・事業者・区の各主体の取組みの指針や計画を作り、相互にパートナーとして連携・協働して取組みを進めていくため、地域に根ざした組織をつくる必要があると考えます。

基本計画の進み具合を測るためには、数値目標や数量的な管理指標を設けて、それらの目標達成状況を客観的に把握する必要があります。そして、基本計画の進行管理は、その目標や指標の達成状況を毎年度点検・評価し、目標・施策の見直しを行うことが重要です。その際には、本審議会が関与

するなど区民や事業者が参加し意見を述べる機会が設けられ、結果が区民に公表されることが必要であると考えます。

最後に、私たち一人ひとりが何か環境に良いことをしたいという、積極的な参加意識を具体的な取組みにつなげ、その取組みが継続するような、中野モデルと呼ぶことのできる新たなしくみを、区民・事業者・区が連携・協働してつくり出す必要があると考えます。このような、中野モデルに参加する区民・事業者が増えていくことは、基本計画の実効性を高め、中野の新たな取組みが国全体を変えていくことにつながるものと考えます。



## おわりに

「未来」という言葉は、どこか希望や輝きを連想させます。実際、科学の進歩は、時とともに、快適な住居、病気の克服、移動時間の短縮など、古来人間が求めてきた夢をつぎつぎとかなえてきました。私たちの未来でも、現在不可能だと思われることだけではなく、考えも及ばないすばらしいものが生まれているに違いありません。

しかし、私たちの未来は、こうした科学進歩の果実を得る一方で、きわめて劣悪な地球環境に直面している可能性も大きいことが、次第に明らかになってきています。未来は、希望よりも絶望、輝きよりも悲観に象徴されるものとなっているかもしれないのです。

遠い未来の人々は、歴史をひもとくとき、彼らが受け継いだ地球環境をめぐる、20世紀の終わりから重大な懸念がなされ始めたことを知るでしょう。そして、多くの国・自治体・市民が、未来の人々のために地球環境をめぐる真剣な取組みを行い始めたことを、さらにその取組みが次第に地球上に広がっていったことを確認するにちがいありません。それは、人間の高い理性の表れでもあります。

この答申は、東京の一自治体で、未来が少しでも希望と輝きに満ちたものとなることを願い、議論を重ねて作成したものです。地球環境保全に対する高い志が育成されるとともに、区民が実行していくにあたって、経済的・精神的負担を感じないような、そして暮らしやすい、真に豊かなまちをつくっていくことにつながるような、特徴ある仕組みが工夫されることを提言しています。

中野区での私たちの取組みが地球環境保全に与える効果は、直接的にはごく小さなものであるかもしれませんが、その取組みが実行されることは、地域を越えて同じ志を抱く多くの自治体や人々に、意欲と自信を与えるに違いありません。

私たちの志が、美しい地球環境を通じて未来に受け継がれていくことを心から願ってやみません。

中野区環境審議会委員一同

# 付属資料

## I 中野区の環境に関する現状と課題

本審議会は、諮問事項を検討するに当たって、下記のとおり現状と課題の把握を行い共通認識としました。

### 1 環境負荷の少ないエネルギーの利用

- (1) 都内では過去100年間で、平均気温が3.7℃上昇し、夏日が増加するとともに、冬日が大幅に減少しています。
- (2) 大量生産・大量消費型の社会経済構造が、地球温暖化をもたらしています。
- (3) 日本のエネルギー起源の温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、基準年\*（平成2（1990）年）との比較では、産業部門の排出量が減少している一方、オフィスなどの業務部門や家庭部門の伸びが目立ちます。
- (4) 中野区の平成16（2004）年の温室効果ガスの排出量は89万9千トンで、二酸化炭素が99%を占め、部門別の二酸化炭素排出量は、民生家庭部門が47.1%、民生業務部門が26.1%、産業部門は4.3%となっています。
- (5) 平成18（2006）年7月に実施した「区民・区内事業者環境行動・意識調査」（以下「アンケート調査」という。）では、区民の85.2%、区内事業者の91.2%の人が「節電」を行ってきたと回答していますが、中野区の平成16（2004）年度の二酸化炭素の排出量は、基準年から11.2%増加しています。
- (6) 日常生活や事業活動で、省エネルギーの取組みがまだ不十分です。
- (7) 省エネルギー機器への切り替えや、自然エネルギーの利用が遅れており、エネルギー消費の抑制や化石燃料への依存を減らす取組みが十分に進んでいません。

### 2 環境負荷の少ない交通体系

- (1) 中野区内の道路の約6割が幅員4m未満の狭い道路で、全体的に都市計画道路の整備が遅れているなど、都市基盤が脆弱です。そのため、防災上の問題や交通渋滞、生活道路の抜け道利用などの問題が生じています。
- (2) 主要幹線道路沿道の自動車騒音は、特に夜間においてほとんどの道路で5～10デシベル環境基準を超えています。
- (3) 区内では、交通量の多さにもかかわらず、自動車排出ガスによる大気汚染は、着実な改善が見られ、多くの物質で環境基準を達成しつつあります。しかし、今後さらに自動車交通量の増加が進むことにより、大気への悪影響がもたらされることが懸念されます。
- (4) 中野区では、南北方向の交通はバス路線に依存していますが、JR中央線を越えて区を縦断して運行する路線がありません。また、交通渋滞の影響を受け、定時運行の確保が難しいことに加え、バス停まで遠いなど、バス利用に不便な地域もあります。

- (5) 自動車利用の抑制や低公害車の普及が遅れています。
- (6) アイドリングストップ\*や低公害車の導入は、バスや運送事業者などの一部事業者が進んでいますが、個人の取組みが進んでいません。
- (7) 主要な駅の周辺や幹線道路での違法駐車などが交通渋滞の要因になっています。
- (8) 9ヶ所の区内駅周辺を自転車放置規制区域に指定し、放置自転車の撤去が行われるとともに、24ヶ所の自転車駐車場等が整備され、駅周辺の放置自転車は減っています。今後は、さらに自転車を有効に活用する方策も求められています。

### 3 ごみの発生抑制と資源化

- (1) 第2次一般廃棄物処理基本計画（なかの ごみゼロプラン06）が平成18（2006）年2月に策定されました。
- (2) 不用物総量\*が年間12万トンを超える状況が続いています。また、資源化率もここ数年は20%弱で推移しています。
- (3) ごみの中には、資源化可能物が5割も混入しています。
- (4) アンケート調査では、資源回収への協力を行ってきたと回答した区民が80.4%でした。
- (5) 区内にはごみの中間処理施設\*や最終処分場がなく、23区の一員としてごみ減量に向けた取組みが求められています。
- (6) 中野区では容器包装リサイクル法\*に基づくプラスチック製容器包装の回収が、一部地域で開始されました。ごみの分別や資源化に関する今までの取組みを踏まえたさらなる区の対応が求められています。
- (7) 区民や区内事業者には、暮らしや事業活動でごみの発生を減らす意識があっても、行動に結びつかない人も多く、取組みが十分でない状況です。
- (8) 生ごみの減量化・堆肥化の取組みがまだ十分ではありません。
- (9) リユース・リターナブル容器\*普及の取組みがまだ十分ではありません。
- (10) 単身者向けアパートやワンルームマンションなど、管理人が常駐していない建物の中には、集積所の管理に問題があり、ごみの排出ルールが徹底されていないところがあります。
- (11) ごみ処理に多くの税金が投入されています。資源化やごみの減量に努めている区民も、そうでない区民もいる中で、費用負担の公平化について議論が求められています。

### 4 都市環境の快適性

#### 《みどり》

- (1) 緑被率\*は、16%（平成16（2004）年6月調査）で、そのほとんどが樹木です。地域別には、区北西部及び北東部は緑被率が17～25%程度、南部は13%程度となっています。（参考：平成15（2003年）区部のみどり率\*の暫定値は約24% 東京都環境白書2006より）
- (2) 中野区の人口一人あたりの公園面積は1.17㎡/人（平成17（2005）年4月現在・児童遊園含む。）で23区中2番目に少ない区です。（参考：都内平均4.45㎡/人 財団法人特別区協議会資料）

- (3) 158ヶ所ある公園は、平和の森公園や哲学堂公園などを除き、多くが1,000㎡以下の小規模公園です。まとまった面積が確保されている区内の公園はわずかで、大半は各地に点在しています。
- (4) アンケート調査では、みどりの豊かさに関して「満足・やや満足」と回答した区民が31.1%であるのに対し、「不満・やや不満」と回答した区民は43.3%でした。
- (5) 中野区は、アスファルトやコンクリートに覆われた面積が多いため、ヒートアイランドの発生要因となる熱負荷\*が高く、ヒートアイランド化が進みやすい環境にあります。特に区の中央部から南部の地域で、熱負荷が大きくなっています。
- (6) 区内の保護樹林・樹木は、相続に伴う土地の売却等で減少する傾向にあります。生産緑地も現在2.74ha（14ヶ所）となり、平成5年度に比べると面積がほぼ半減しています。
- (7) 身近なみどりや水辺空間、ビオトープ\*の整備が不足しています。
- (8) 区の屋上・壁面緑化を促進するための取組みは遅れています。
- (9) 一定の面積以上の土地に建築物を新築などする場合、敷地及び屋上・壁面などの緑化が義務付けられています。屋上緑地による緑被率は、現在、全体の0.1%ですが、区内の屋上緑化面積は増加傾向にあります。

#### 《水環境》

- (1) アンケート調査では、水辺の親しみやすさに関して「満足・やや満足」と回答した区民が8.9%であるのに対し、「不満・やや不満」と回答した区民は50.9%でした。
- (2) アンケート調査では、川のきれいさに関して「満足・やや満足」と回答した区民が16.1%であるのに対し、「不満・やや不満」と回答した区民は43.5%でした。
- (3) 中野区内の神田川・妙正寺川は、区の水質調査や地下水の概況調査によると、降雨の際の下水流入時を除き、環境基準を満たしています。
- (4) 雨水利用や雨水浸透枳など、水資源の涵養を進める取組みが不十分です。
- (5) 区内の土地はコンクリートやアスファルトの被覆面が多いため、透水性の確保が困難です。
- (6) 中野区を流れる河川では、治水対策とともに、親水性のある空間としての整備が期待されています。

#### 《景観形成》

- (1) 区は平成6（1994）年に、「都市景観ガイドプラン\*」をまとめましたが、まちなかで、景観への配慮の取組みが進んでいません。
- (2) 良好な景観形成のための区内部の横断的な取組みが不足しています。
- (3) 歴史・文化的遺産の保全について、体系的な対応ができていません。

## 5 身近な生活環境

### 《中野区の地域の特徴》

- (1) 中野区は、面積15.59km<sup>2</sup>で、人口密度は19,774人/km<sup>2</sup>（平成18（2006）年1月現在・外国人登録含む。）と、全国的に見ても非常に高い人口密度です。
- (2) 平成18年1月現在の人口は308,284人で、近年は都心回帰などの影響から人口増加の傾向も見られます。
- (3) 平成12（2000）年国勢調査では、単身世帯の割合が全体の55.4%になっています。
- (4) 中野区はアパート、マンションなどの民間賃貸住宅（49.4%（平成15（2003）年））が多い過密な住宅都市です。
- (5) 土地の細分化が進み、低層木造住宅が密集していますが、最近では、土地を高度利用した大規模マンションが幹線道路沿いに建設されています。
- (6) アンケート調査では、住まい周辺の環境について、46.2%の区民が「良好・やや良好である」と回答し、「良好でない・あまり良好でない」との回答は31.5%でした。

### 《光化学スモッグ》

- (1) 光化学スモッグの注意報発令日数は、平成13（2001）年から17（2005）年までの平均で12.4日/年となっており、その発生原因となる光化学オキシダント\*（Ox）は、環境基準を達成できない状況が続いています。光化学オキシダントは、自動車排出ガスからだけでなく、事業活動などで使用される揮発性有機化合物\*（VOC）の影響もあります。

### 《有害化学物質問題》

- (1) アンケート調査では、環境を良くするための区の実施策として「化学物質による汚染防止」が「重要」と回答した区民が84.3%と最も多くなっています。
- (2) アスベスト\*や化学物質による環境や人体への影響が懸念されており、中野区でも建築物の解体工事等に伴うアスベスト対策や、事業所の化学物質対策、シックハウス症候群\*に関する対策などを行っています。今後は、発生源対策とともに家庭への情報提供など、一層の対応が求められています。

### 《その他の生活環境問題》

- (1) 住宅密集地の生活騒音、公園や管理者のいない駐車場利用のマナー違反に伴う騒音、建設工事に伴う騒音など、近隣の騒音苦情が公害苦情の半数近くを占めています。
- (2) 近隣商業地区で、店舗が廃業した後に替わって建設される小規模なマンションが、商店の並びを分断しています。また、居住者のごみ排出ルール違反などの問題で、近隣住民とのトラブルが発生するケースも見られます。
- (3) 道路や公園などへの不法投棄が見られます。
- (4) ポイ捨て・歩行喫煙防止などの地域での取り組みがさらに求められています。

- (5) 年間200件を超えるカラスの巣の撤去等の相談が区に寄せられています。
- (6) 河川の治水対策は進められていますが、近年見られるような局地的集中豪雨による洪水の危険性は残っています。

## 6 環境を考え行動する人づくり

- (1) アンケート調査では、環境を良くするための区の実施として「環境情報の整備など」が「重要」と回答した区民は51.7%、「区民の環境保全活動の推進」が重要と回答した区民は30.4%でした。
- (2) 区内の人口構成は、コミュニティとの関わりが薄くなりがちで、人口流動性が高い20代30代の単身世帯が多いため「地域の環境を大切にする」意識が育ちにくい状況も見られます。
- (3) 学校で受けた環境教育を子どもたちが地域や家庭で実践する状況がまだ十分に整っていません。
- (4) 環境学習や環境保全活動の実施など、環境に対する区民の関心を高めるための積極的な情報発信やアピールが不足しています。
- (5) 地域における環境保全活動のリーダーとなる人材の育成が求められています。
- (6) 環境保全団体・グループのネットワーク化が不十分であり、また、団体・グループと区との連携も不足しています。
- (7) 区内の事業所の8割以上を占めている小規模事業所において、環境に配慮した取組みが求められています。

## 7 計画の実効性を高める方策

- (1) 再開発などのまちづくりにおいて、緑地の確保や省エネルギー設備、地域熱供給システム\*の導入など、環境に配慮した取組みが求められています。
- (2) 区民・区内事業者・区各主体の取り組むべき事項や相互の連携・協働のしくみが整っていません。
- (3) 区政運営にあたっての環境配慮の考え方が十分ではありません。
- (4) 計画の達成状況の客観的な評価・点検が不十分であり、継続的に点検・評価するしくみが整備されていません。

## Ⅱ 分野別の取組みについて

本審議会が、基本計画に反映する必要がある取組みとして取りまとめた分野別の取組みを示します。

### 1 環境負荷の少ないエネルギーの利用

- (1) エネルギー利用を環境政策として位置付けた、区の組織横断的な取組み。
- (2) 区民・事業者による省エネルギー行動や自然エネルギーの利用を促す事業や工夫。
- (3) 高効率のエネルギー機器導入や建築物の省エネルギー化などを誘導するガイドラインの設置。
- (4) 自然エネルギーの利用拡大のためのグリーン電力の普及や区民等の出資によるファンドの活用などのしくみの設置。
- (5) 建物の断熱化、廃熱や太陽熱利用を促す事業。

### 2 環境負荷の少ない交通体系

- (1) 環境面から捉えた交通問題の体系化。
- (2) 公共交通事業者に対し、例えば、新たなディマンドバス\*の運行など利便性の高い公共交通事業の実施の働きかけ。
- (3) 関係者・機関と協議して、例えば、カーシェアリング\*や共同集配システム\*の構築など、自動車利用の効率化実現の可能性の検討。
- (4) 自転車駐車場とともに、例えば、レンタサイクルシステムや自転車通行レーンの整備など、自転車の利用しやすい環境の整備。
- (5) 安全で歩きやすく楽しい道の整備。
- (6) 都や警察等と連携した交差点やバス停の改良、違法駐車対策などによる交通渋滞の解消。
- (7) 低公害車利用の拡大。
- (8) アイドリングストップをはじめとするエコドライブ実践の区民や事業者への浸透。

### 3 ごみの発生抑制と資源化の推進

- (1) ごみを減らすための情報の提供や3R\*推進の活動などの推進。
- (2) 各種の資源物の分別回収システムを整備して区民が参加しやすく効率的な資源循環システムを構築。
- (3) 生ごみの減量化・堆肥化。
- (4) 区民や事業者の主体的な資源化の取組みを促すための支援策。
- (5) 町会・自治会などと連携したごみ集積所における排出・管理ルール of 徹底。

- (6) ごみの減量や資源化に努めている区民とそうでない区民がいる中で、ごみ処理・リサイクル費用の負担の公平化の検討。

#### 4 都市環境の快適性の創造

- (1) 既存の樹木・樹林、生産緑地などの地域の貴重なみどりの保全。
- (2) 区内に動植物とのふれあい空間を確保するため学校ビオトープなどの親水空間の整備。
- (3) 防災やヒートアイランドの緩和など、みどりの多様な機能を考慮した、質の高いみどりの空間をめざした公園、街路樹、河川緑地などの整備。
- (4) 屋上・壁面緑化の推進。
- (5) 貴重な水資源の涵養と有効活用のため雨水浸透、雨水利用、節水の取組みなどの促進。
- (6) 地域のみどりや水辺を、区民・区内事業者・区の協働で保全するしくみづくり。
- (7) 良好な景観を保全・形成するための景観法などの法令を活用した必要なしくみづくり。
- (8) 地域の歴史・文化的遺産の保全と活用。

#### 5 身近な生活環境の改善

- (1) 狭あい道路の拡幅も含め、道路整備の際の環境面の配慮。
- (2) 光化学スモッグ防止のための東京都と連携した揮発性有機化合物（VOC）対策。
- (3) 有害化学物質のための区による情報の収集と提供、使用者によるリスクマネジメント\*の定着。
- (4) 生活排水の環境負荷を抑える取組み。
- (5) 日常生活や事業活動における騒音や悪臭などの近隣配慮のルール の啓発。
- (6) ポイ捨てや歩行喫煙の防止の取組みの促進。
- (7) カラスなどの被害を少なくするため、ごみ出しマナーの改善や防鳥ネットの活用などの促進。
- (8) 近年の局地的集中豪雨に備えた治水・防災対策の強化。

#### 6 環境を考え行動する人づくり

- (1) 環境教育に関するプログラムの一層の充実と学校、家庭、地域の連携の促進。
- (2) 環境問題に関する学習、情報発信、啓発の取組みの積極的な展開。
- (3) 環境活動のリーダーを育成するためのプログラムやシステムの整備。
- (4) 環境保全活動を支える地域の人材・グループの発掘とネットワーク化、活動を支援するしくみの構築。



- (5) 区民や区内事業所の自主的な環境活動に対する支援・誘導の取組みの強化。
- (6) ISO14001\*に基づく環境に配慮した区政の運営。
- (7) 中小企業の多い中野区の特性に配慮した、中小企業にも活用可能な環境マネジメントシステム\*導入の積極的な働きかけ。

### Ⅲ 計画の実効性を高める方策

本審議会の審議の過程で委員から出された計画の実効性を高める方策を示します。

- 1 まちづくり・再開発事業に関して、計画段階からの環境配慮を促すしくみ（戦略的環境アセスメントなど）の導入。
- 2 区民・事業者・区それぞれが果たすべき役割と、求められる連携・協働のしくみの明示。
- 3 国や都との役割分担を踏まえた区の役割の明確化と適用可能な法制度等を十分活用した環境保全の促進。
- 4 環境に最大限配慮した区政運営の実施。
- 5 数値目標や数量的な管理指標など、計画の目標達成状況を客観的に把握するための工夫。
- 6 基本計画の成果や課題を定期的・継続的に点検・評価し、区民に公表するしくみの構築。
- 7 点検・評価にあたって、区民や区内事業者が参加し意見を述べ、適切に見直しできるしくみ。

## 用語集

索引	用語	語義
あ行	ISO14001	企業や自治体などによる自主的な環境配慮を進めるため、国際機関のISO(国際標準化機構)が定めた環境マネジメントシステム(EMS)の国際規格のこと。ISOの認証機関が審査し、規格に適合することが認められれば、ISO14001 認証取得企業または自治体として登録される。
	アイドリングストップ	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、車両のエンジンを停止させること。また、そうした行動を推奨する運動のこと。
	アスベスト	天然に存在する繊維状の鉱物のこと。いわゆる「石綿」であり、耐熱・耐火材、ビニールタイルなどの製造原料として用いられてきた。繊維が肺に突き刺さったりすると、肺がんや中皮腫の原因になることが知られている。
	エコドライブ	二酸化炭素や大気汚染物質の排出量を抑制することを目的とした、環境に配慮した自動車の使い方。具体的には、アイドリングストップの励行、急発進・急停車を控えること、経済速度を守ることなどを指す。
	温室効果ガス	大気中であって、太陽からの熱を地球の外に逃がさない「温室効果」をもたらすガスのこと。二酸化炭素やメタンのほか一酸化二窒素、代替フロン等のガスのことをいう。
か行	カーシェアリング	1台の車を複数の人が共同で保有し利用すること。個人で車を所有する場合に比べ、適正な自動車利用や、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すと考えられている。
	環境的に持続可能な交通(EST)	1990年代に経済協力開発機構(OECD)が提案した、長期的な視野で環境面から持続可能な交通を踏まえて交通・環境政策を策定・実施する取組みのこと。ESTは、「Environmentally Sustainable Transport」の略。日本では国土交通省を中心としてESTモデル事業を実施しており、平成18(2006)年度に27地域がESTモデル地域として事業を推進している。
	環境マネジメントシステム	企業や自治体などが、法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全を進めるため、組織内部に設けるしくみのこと。具体的には、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め(プラン=Plan)、(2)計画等を実行し(ドゥ=Do)、(3)その実行状況を点検して(チェック=Check)、(4)計画等を見直し、再び取組みを進める(アクション=Action)という一連の手続き(PDCA サイクル)を構築し、運営することが欠かせない。
	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により昭和63(1988)年11月に設置された。三つの作業部会があり、温室効果ガスによる気候変動の見通し、自然、社会経済への影響評価及び対策の評価を実施しており、定期的に報告書を公表している。

索引	用語	語義
	基準年	京都議定書で定められた温室効果ガスの排出削減義務の基準の年。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は 1990 年、代替フロン(HFC、PFC、SF6)については 1995 年としてもよい。
	揮発性有機化合物 (VOC)	常温で気体になりやすい有機化合物(トルエンやテトラクロロエチレンなど)のこと。塗料や印刷インキ、ドライクリーニングなどに使用されており、光化学スモッグなどの原因物質のひとつとされている。
	共同集配システム	複数の事業者(物流事業者など)が、共同事業体などの形で進める、一元化した集配システムのこと。輸送の効率化とともに、交通混雑の緩和・排気ガスの排出量抑制への波及効果が期待されている。
	京都議定書	地球温暖化問題に対する国際的な枠組みである「気候変動枠組条約」の第 3 回締約国会議(COP3)が平成9(1997)年12月に開催され、採択された二酸化炭素など 6 つの温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書のこと。先進締約国に対し、平成20(2008)～24(2012)年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2(1990)年比で、5.2%(日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など)削減することを義務付けている。京都で会議が開催されたためにこのように呼ばれている。
	グリーン電力	風力、太陽光などの自然エネルギーを使って発電された電気のこと。
	景観法	平成16(2004)年12月に、国が制定した景観形成に関連する3つの法律(「景観緑三法」)のうちの一つ。 景観法では、景観形成を地方自治体が推進していくものと位置づけている。また、景観形成に取り組む主体として、都道府県、政令市・中核都市、さらにあらかじめ都道府県の同意を得た市町村を基本的に掲げている(景観行政団体)。景観法の制定によって、はじめて景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置付けられ、地方公共団体に対して一定の強制力が付与されることになったといえる。景観区域、景観地区の指定、景観協定、景観重要建造物・樹木などのしくみが規定されている。
	光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となる酸化性物質の総称。工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などの「一次汚染物質」が、太陽光線(紫外線)を受けて光化学反応を起こすことにより発生する。
さ行	自然エネルギー	石油などの化石燃料に代表される一度使うと再生不可能な資源ではなく、風力、太陽光など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出せて、基本的に枯渇しない資源から取り出すエネルギーのこと。
	3R (スリーアー ル)	「ごみの発生を抑える(リデュース=Reduce)」「一度不要になった製品や部品を再使用する(リユース=Reuse)」「出ってしまったごみを資源として再生利用する(リサイクル=Recycle)」の 3 つを、リデュース>リユース>リサイクルの優先順位で対応するごみ減量の考え方のこと。英語での単語の頭文字が、いずれも R で始まることから、このように呼ばれる。

索引	用語	語義
	質の高いみどり	単にみどり(緑地)が多いというだけでなく、みどりの役割(例えば生き物がたくさんいること、健康・レクリエーション機能、景観や防災機能)など様々な機能を有するみどりのこと。
	シックハウス症候群	住宅において、建材や接着剤に含まれるホルムアルデヒドやトルエン、キシレンなどの揮発性有機化合物等が原因となり出る、眼や喉の痛み、頭痛、吐き気などの症状。
	戦略的環境アセスメント	通常環境アセスメントは、事業の計画が決まった後に、「方法書(アセス調査の手順を示す文書)」-「準備書(調査による評価結果の案)」の順で住民に縦覧を行い、最終的な結果を「評価書」にまとめる。 このようなアセス調査の手順を、事業計画より上位の計画あるいは政策を決める段階で取り入れ、意思決定を行うしくみが「戦略的環境アセスメント」である。い いかえれば、上位計画や政策策定の段階で、社会・経済面での影響と環境面 の影響を比較し、意思決定に環境配慮を取り入れることをめざすしくみである。わ が国では、廃棄物処理施設のような迷惑施設の立地場所や、道路新設のコース を複数案から一つに絞り込む過程で採用された例がある。
た行	地域熱供給システム	地域内で電気や熱などのエネルギーを生産して、地域内の複数の建物にまとめて供給するシステム。個別にエネルギーが供給される場合に比べて、効率的で環境に優しいシステムとして期待されている。
	中間処理施設	廃棄物を最終処分場で埋立処分する前に、乾燥、脱水、焼却、破碎などを行い、廃棄物の減量化、安全化、安定化、無害化、資源化を行う施設のこと。
	ディマンドバス(またはデマンドバス)	乗客の需要(デマンド=Demand)に応じて、基本路線の外に迂回路線やショートカット路線を設定し、運行するバスのこと。コミュニティバスや、公共交通機関の利用が難しい身障者を自宅から医療機関・公共施設等に送迎する福祉バスなどとして設定されることもある。
	都市景観ガイドプラン	平成6(1994)年に、中野区の良い景観形成をめざしてまとめられたプラン。この中では、水辺と坂道がもたらす風景の変化や区の北部にあるまとまったみどり、数多く残る神社・仏閣、そして歴史的遺産や駅周辺などの地域の「顔」といった要素に着目し、「木漏れ陽のあるまち・中野」が基本目標として掲げられている。

索引	用語	語義
な行	中野区環境基本条例	平成10(1998)年7月に施行された条例で、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者及び中野区の責務及び協働の取組みや、区の環境基本計画の策定義務、環境審議会の設置などについて定めている。 区の責務としては次の事項に関し総合的な施策の策定・実施を規定している。 (1)公害の防止に関すること。 (2)みどり、水、土壌、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。 (3)資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。 (4)人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。 (5)地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。 (6)まちの美化、良好な景観の保全に関すること。 (7)前に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。
	なかの ごみゼロプラン06	平成17(2005)年度に策定された「第2次中野区一般廃棄物処理基本計画」のこと。 そのなかでは、基本理念として『「ごみゼロ都市・なかの」をめざす』こととし、4つの基本方針を定めている。さらに、平成27(2015)年度までに、ごみ排出量を半減し、資源化率を50%以上とする目標を定め、その目標を実現するための重点施策を示している。
	夏日	日中の最高気温が、25℃以上の日のこと。
	熱負荷	地面や建物などがコンクリートやアスファルトなどで覆われていることで、大気に与えられる熱の影響のこと。こういったエリアで熱負荷が高いかを把握すると、今後のヒートアイランド対策が必要なエリアなどを割り出すことができる。
は行	排熱(廃熱)	排熱—目的とするものを得る過程で発生する熱。(例 エアコンの排熱) 廃熱—本来の目的には不要となって排気される熱、余熱。(例 清掃工場の廃熱)
	ヒートアイランド現象	都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。気温分布を描くと、温度の高い都市部が、周辺からは、浮かんだ島のように見えることからこう呼ばれる。
	ビオトープ	生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間のこと。最近では、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を「ビオトープ」と呼んでいる。
	ファンド	資金、特に運用資金のことをいう。一般的には投資信託などの形態で、投資家から委託を受けた資金の運用を投資顧問会社等の機関投資家が代行する金融商品を指すことが多い。
	冬日	1日の最低気温が0℃未満の日のこと。
	不用物総量	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、持込みごみ量に、資源量(集団回収分+行政回収分)を加えたもの。

索引	用語	語義
ま行	みどり率	緑被率参照。
や行	容器包装リサイクル法	<p>市町村のみが全面的に容器包装廃棄物の処理の責任を担うという従来の考え方を改め、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担の下でリサイクルを推進しようと、平成 7(1995)年に制定された法律のこと。</p> <p>平成18(2006)年度には、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化等を内容とする法改正が行われた。</p>
ら行	リスクマネジメント	環境リスク(人為活動によって生じた環境の汚染や変化が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性)を減らすために、必要な措置を確認・評価して選び出し、実施に移すプロセスのこと。
	リユース・リターンナブル容器	そのままの形で、繰り返し使われる容器のこと。繰り返しの使用によって、ごみの発生抑制や製造にかかる環境負荷の低減に効果が上がることが期待されている。代表的なリターンナブル容器は一升びんやビールびんである。
	緑被率	区域面積のうち樹木、草地により被われる割合をいう。樹林地や農地のほか、公園や道路、学校などの公共公益施設の緑、住宅、工場などの私有地の緑も含む。ただし、裸地、水面等は含まない。また、東京都は「みどり率」を使用しているが、これは緑被率に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたものとなる。

# 資料編

1	諮問文 .....	1
2	第2期中野区環境審議会委員名簿.....	2
3	中野区環境審議会幹事名簿.....	3
4	中野区環境審議会検討経過.....	4
5	関係規程 .....	5
6	現在の中野区環境基本計画の体系.....	9

# 1 諮問文

18 中区環第111号

中野区環境基本条例（平成10年中野区条例第19号）第11条第3項及び同条第6項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

平成18（2006）年4月28日

中野区長 田 中 大 輔

## 記

### 《諮問事項》

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について

### 《諮問理由》

中野区環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成13（2001）年度の基本計画策定から、概ね10年間の計画期間の半ばが経過しました。その間、緑の減少、自動車交通による大気汚染、生活環境を取り巻く公害問題や、廃棄物の最終処分場の逼迫の問題などが引き続き課題となっています。さらに、地球温暖化防止に向けた京都議定書の発効、ヒートアイランド現象の進行など、新たな課題も生じています。

また、本区では、真に豊かで持続可能な地域社会を築くため、平成17（2005）年9月に新たな基本構想を制定して、区政運営の基本理念と中野のまちの将来像、10年後に実現するまちの姿を明らかにしました。さらに、平成18（2006）年1月には、基本構想を受け、これを実現するための「新しい中野をつくる10か年計画」を策定しました。その中で、「未来への扉をひらく4つの戦略」のひとつとして「地球温暖化防止戦略」を掲げ、「環境に配慮する区民生活が根づくまち」を実現するための取組みを優先的に進めていくこととしました。

身近な環境問題から地球規模の環境問題までの解決に向けて、基本構想の理念を踏まえ、「持続可能な活力あるまちづくり」の将来像に向かって、「環境に配慮する区民生活が根づくまち」を実現するため、目標や施策の体系を再構築するとともに、区民・事業者・区各主体の実効性のある取組みのあり方や、成果指標の明確化と計画の進行管理のしくみの構築など、基本計画を見直し、内容の充実と実行可能性を高める必要があります。ついては、以上の趣旨を踏まえ、環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方、計画に盛り込むべき事項等についてご審議をお願いするものです。



## 2 第2期中野区環境審議会委員名簿

(敬称省)

任期:平成18年4月28日～平成20年4月27日

区分	氏名	役職	選出団体等
区民 (9人)	石川 誠一	△	中野区町会連合会
	貞弘 優子		中野区消費者団体連絡会
	大橋 美紀	△	中野区環境リサイクルプラザ・消費者センター運営 会議
	羽賀 育子		
	北川 博美		杉並環境カウンセラー協議会
	大園 久美子		中野区立小学校PTA連合会
	加藤 まさみ		公 募
	須藤 悦子		
	三好 亜矢子		
事業者 (7人)	折原 烈男	○	中野区商店街連合会
	五味 道雄	△	東京商工会議所中野支部
	田中 淳正		中野工業産業協会
	鳥羽 修平		中野造園緑化業協会
	巻田 清司		東京都トラック協会中野支部
	内藤 保		東京電力
	生沼 庸史		東京ガス
学識経 験者 (4人)	飯田 哲也		特定非営利法人 環境エネルギー政策研究所長
	大沼 あゆみ	◎	慶應義塾大学経済学部教授
	蟹江 憲史	△	東京工業大学大学院社会理工学研究科助教授
	水庭 千鶴子		東京農業大学地域環境科学部造園科学科講師

1 役職欄の「◎」は会長、「○」は副会長。

2 議論の整理、資料の調整等、審議を円滑に進めるために小委員会を設置。小委員会委員は、会長、副会長と役職欄の「△」の委員、計6名。

### 3 中野区環境審議会幹事名簿

#### ○平成19（2007）年4月1日～

区民生活部長	大沼 弘
政策室計画財務担当課長	長田 久雄
経営室財産管理担当課長	豊川 士朗
管理会計室評価・改善推進担当課長	田中 政之
区民生活部産業振興担当参事	鈴木 由美子
区民生活部環境と暮らし担当課長	納谷 光和
区民生活部ごみ減量・清掃事業担当参事	橋本 美文
都市整備部都市計画担当課長	登 弘毅
都市整備部公園・道路担当課長	安部 秀康
教育委員会事務局指導室長	入野 貴美子

#### ○平成18（2006）年4月28日～平成19（2007）年3月31日

区民生活部長	本橋 一夫
区長室政策担当課長	川崎 亨
総務部営繕担当課長	豊川 士朗
区民生活部産業振興担当参事	鈴木 由美子
区民生活部環境と暮らし担当課長	納谷 光和
区民生活部ごみ減量担当参事	服部 敏信
都市整備部都市計画担当参事	尾崎 孝
都市整備部公園・道路担当課長	野村 建樹
教育委員会事務局指導室長	入野 貴美子

#### 4 中野区環境審議会検討経過

開催年月日	会議名及び主な議題
平成18年4月28日	第1回環境審議会 ○委員委嘱 ○「環境基本計画改定に当たっての基本的考え方と計画に盛り込むべき事項について」区長より諮問
6月26日	第2回環境審議会 中野区の現状と問題について
9月11日	第3回環境審議会 中野区の現状と問題について
10月 6日	第1回環境審議会小委員会 中野区の現状と問題の整理及び課題(取組みの方向)について
10月23日	第4回環境審議会 中野区の現状と問題の整理及び課題(取組みの方向)について
10月 6日	第2回環境審議会小委員会 環境像と基本目標について
11月17日	第5回環境審議会 「中間のまとめ(素案)」について
12月 5日	第3回環境審議会小委員会 「中間のまとめ(案)」について
12月12日	第6回環境審議会 「中間のまとめ」の取りまとめ
平成19年1月21日～ 2月 9日	「中間のまとめ」公表及び意見募集
3月 5日	第4回環境審議会小委員会 「答申案」の作成について
3月27日	第7回環境審議会 「答申(素案)」について
4月16日	第8回環境審議会 「答申(案)」について
5月11日	第5回環境審議会小委員会 「答申(案)」の整理について
5月18日	第8回環境審議会 ○「答申」の決定について ○区長への答申

## 5 関係規程

### 中野区環境基本条例

平成10年3月27日

条例第19号

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則(第1条—第8条)

##### 第2章 区民、事業者及び区の協働(第9条・第10条)

##### 第3章 環境の保全の推進(第11条—第14条)

##### 第4章 環境審議会(第15条・第16条)

##### 第5章 雑則(第17条)

##### 附則

私たちのまち中野は、都心に近く、利便性の高い住宅都市として発展してきた。

しかし、都市化の進展により、みどりや水辺の減少、ひろばの不足、大気汚染などの問題も抱えている。

また、物質的に豊かで便利な私たちの生活やそれを支える産業活動は、資源の大量消費による廃棄物の問題などを生み出したばかりでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊をもたらすなどすべての生命及び生活の基盤であるかけがえのない地球の環境をも脅かしている。

今こそ、私たちは、地球の環境を視野におきながら、健康で安全かつ豊かな環境を享受する権利の実現を図り、持続的な発展が可能な社会を将来の世代に引き渡していかなければならない。

このような認識の下に、区民、事業者及び中野区は、これまで培ってきた環境の保全の取組をさらに発展させ、協働して良好な環境を実現するため、ここに、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者及び中野区(以下「区」という。)の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 自然の循環を重視すること。
- (2) 人と他の生き物が共にすめる環境をつくること。
- (3) すべての資源を有効に活用すること。

#### (区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) みどり、水、土壌、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

(4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関する事。

(5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関する事。

(6) まちの美化、良好な景観の保全に関する事。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事。

(区民の責務)

第5条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図るため必要な措置を講ずるなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供を行うとともに、環境への負荷に関する情報の公開の求めに応じるよう努めるものとする。

(意見の申出)

第7条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区長に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項の申出があったときは、適切な措置を講ずるものとする。

(開発等における環境への配慮)

第8条 区民、事業者及び区は、開発等の行為を行うに当たっては、当該行為が良好な環境を創出する機会となるよう努めるものとする。

## 第2章 区民、事業者及び区の協働

(協働)

第9条 区民、事業者及び区は、自らの責務を果たすとともに、協働して環境の保全に努めるものとする。

(協働の取組)

第10条 区民、事業者及び区は、次に掲げる事項について協働して取り組むものとする。

(1) 情報を相互に提供し、意見を交換すること。

(2) 地域、家庭、職場、学校等の多様な場において環境学習及び環境教育の推進を図ること。

(3) 青少年の自主性を尊重しつつ、青少年が環境の保全のため積極的に行動するよう支援すること。

(4) 具体的な行動の日を設け、環境の保全について理解を深めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全について必要な事項

## 第3章 環境の保全の推進

(環境基本計画)

第11条 区長は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、中野区環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の体系

(3) その他環境の保全に関する重要事項

3 区長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ中野区環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 区長は、環境の実態を明らかにし、及び環境の保全に資するため、環境白書を作成し、公表するものとする。

(事業者への要請)

第13条 区長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(国、東京都等との協力)

第14条 区は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(設置)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、中野区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。

(委員)

第16条 審議会の委員は、20人以内とし、区民、事業者及び学識経験者のうちから区長が委嘱する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(省略)

## 中野区環境審議会規則

平成10年4月1日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区環境基本条例(平成10年中野区条例第19号)第15条に規定する中野区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、区民生活部において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

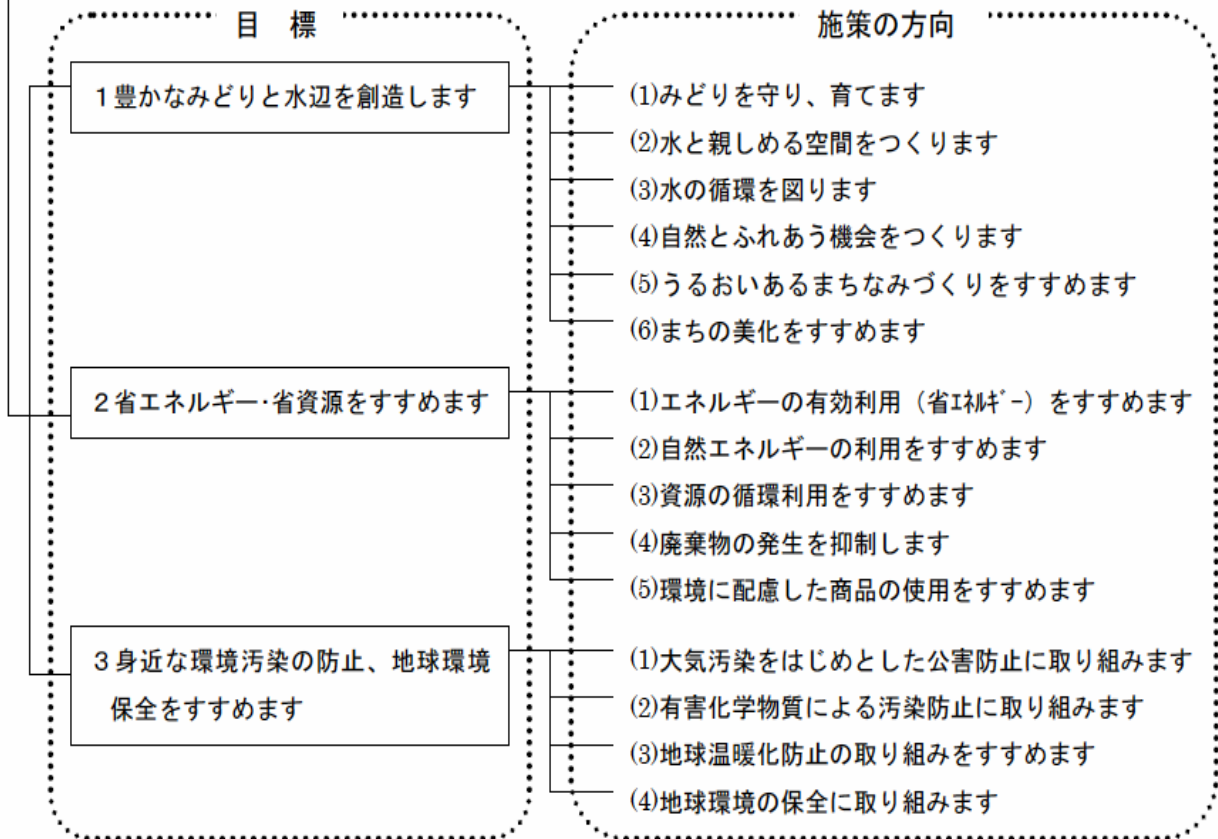
附 則

(省略)

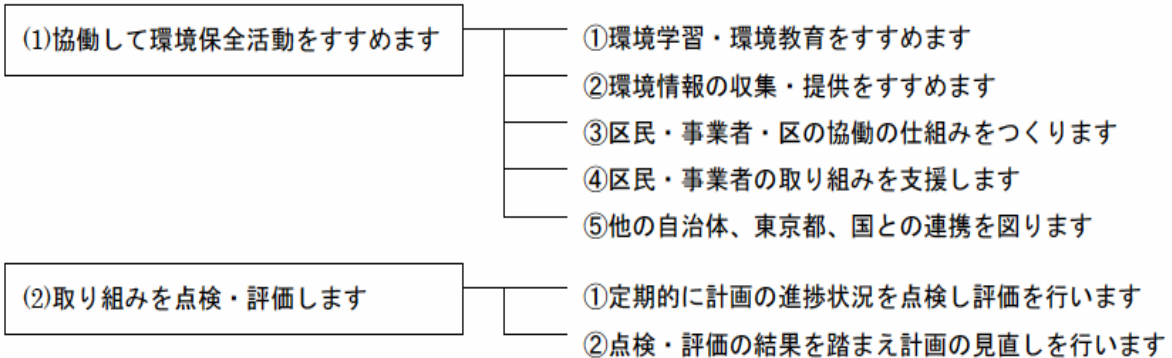
## 6 現在の中野区環境基本計画の体系

### 協働して循環型社会をつくります

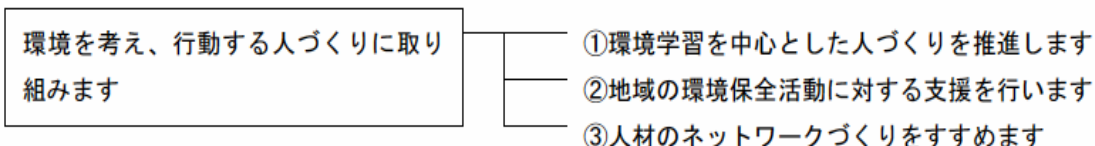
#### 《目標と施策の方向》



#### 《取り組みの推進》



#### 《重点事項》





「中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に  
盛り込むべき事項等について」（中野区環境審議会 答申）

平成19（2007）年5月

（19中区環第416号）

編集・発行：〒164-8501

中野区中野四丁目8番1号

中野区区民生活部環境と暮らし分野 環境保全担当

TEL 03-3228-6584 FAX 03-3228-5673

E-mail kankyotokurasi@city.tokyo-nakano.lg.jp